

(様式第2号)

監委第76号

令和元年12月24日

太田市長 清水 聖義 様  
太田市議会議員 久保田 俊 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎  
太田市監査委員 町 田 正 行

定期監査結果報告書  
(福祉こども部・健康医療部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

令和元年11月27日から令和元年12月13日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における令和元年度(令和元年10月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 福祉こども部

(1) 組織

福祉こども部の職員は182名(内、再任用職員10名、嘱託員16名、臨時職員47名)であり、社会支援課、障がい福祉課、福祉事業課、高齢者福祉施設課、こども課、児童施設課及び社会福祉法人監査室を置く。

(2) 事務分掌

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 社会福祉施設に関する事項

○ 社会支援課

(1) 組織

社会支援課の職員は31名（内、再任用職員1名、嘱託員2名、臨時職員6名）であり、管理係、保護一係及び保護二係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 厚生援護に関すること。
- イ 災害救護に関すること。
- ウ 民生(児童)委員に関すること。
- エ 更生保護事業に関すること。
- オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める援護育成及び更生に関すること。
- カ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付に関すること。
- キ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ク 福祉会館に関すること。
- ケ 社会福祉法人太田市社会福祉協議会その他社会福祉法人及び社会福祉団体との連絡に関すること。
- コ 日本赤十字社との連絡及び献血に関すること。
- サ 生活困窮者自立支援に関すること。

○ 障がい福祉課

(1) 組織

障がい福祉課の職員は21名（内、再任用職員2名、嘱託員1名、臨時職員3名）であり、管理給付係及び自立支援係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 身体障がい者福祉に関すること。
- イ 知的障がい者福祉に関すること。
- ウ 障がい児の福祉に関すること。
- エ 精神障がい者福祉に関すること。
- オ 難病患者福祉に関すること。

○ 福祉事業課

(1) 組織

福祉事業課の職員は9名（内、再任用職員2名、嘱託員1名）であり、太田事業係及び尾島事業係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 太田市太田地域活動支援センターの管理運営に関すること。
- イ 太田市尾島びっころ地域活動支援センターの管理運営に関すること。

ウ 太田市新田ななくさ地域活動支援センターに関すること。

エ 太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センターに関すること。

○ 高齢者福祉施設課

(1) 組織

高齢者福祉施設課の職員は17名（内、再任用職員1名、臨時職員8名）であり、高齢者総合福祉センター、第一老人福祉センター、老人福祉センターかたくりの里及び老人福祉センター藪塚いこいの湯を置く。

(2) 事務分掌

ア 老人福祉センターの管理運営に関すること。

イ 尾島健康福祉増進センターに関すること。

ウ 新田福祉総合センターに関すること。

○ こども課

(1) 組織

こども課の職員は39名（内、嘱託員3名、臨時職員9名）であり、子育て相談係、児童給付係及び保育係及びを置く。

(2) 事務分掌

ア 子ども・子育て支援に関すること。

イ 少子化対策に関すること。

ウ 児童に係る相談及び指導に関すること。

エ 児童・母子福祉に関すること。

オ 第3子以降子育て支援に関すること。

カ 児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び児童福祉手当に関すること。

キ 交通遺児及び労働災害遺児入学金贈呈に関すること。

ク 幼稚園に関すること。

ケ 認定こども園に関すること。

コ 保育園に関すること。

サ 家庭的保育事業等に関すること。

シ 認可外保育施設に関すること。

ス 各種協議会に関すること。

セ 児童及び生徒の入学通知書発行に関すること。

○ 児童施設課

(1) 組織

児童施設課の職員は58名（内、再任用職員4名、嘱託員9名、臨時職員20名）であり、児童施設総務係、放課後児童支援係、生品幼稚園、綿打幼稚園、藪塚本町南幼稚園、児童館係及びこども館を置く。

(2) 事務分掌

- ア 公立の幼稚園の管理運営に関する事。
- イ 児童館及び放課後児童クラブ等の管理運営に関する事。
- ウ こども館の管理運営に関する事。
- エ 児童施設の設置及び改修整備に関する事。
- オ 児童館運営委員会に関する事。
- カ 太田市こどもプラッツの運営に関する事。

○ 社会福祉法人監査室

(1) 組織

社会福祉法人監査室の職員は5名(内、臨時職員1名)であり、監査指導係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 社会福祉法人の指導及び監査に関する事。
- イ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指導及び監査に関する事。
- ウ 指定居宅介護支援事業者の指導及び監査に関する事。

◎ 健康医療部

(1) 組織

健康医療部の職員は152名(内、再任用職員4名、嘱託員8名、臨時職員22名)であり、健康づくり課、国民健康保険課、医療年金課、長寿あんしん課及び介護サービス課を置く。

(2) 事務分掌

- ア 保険事業及び医療年金に関する事項
- イ 保健衛生に関する事項
- ウ 介護保険に関する事項
- エ 社会福祉に関する事項

○ 健康づくり課

(1) 組織

健康づくり課の職員は63名(内、再任用職員3名、嘱託員1名、臨時職員7名)であり、管理係、母子保健係、成人保健係、尾島保健センター、新田保健センター及び藪塚本町保健センターを置く。

(2) 事務分掌

- ア 保健センターの管理運営に関する事。
- イ 予防接種及び結核検診に関する事。
- ウ 母子保健事業及び健康増進事業に関する事。
- エ 健康づくり推進事業に関する事。
- オ 地域保健事業の計画及び指導に関する事。

- カ 感染症予防に対する関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 医療施設に関する調査及び研究に関すること。
- ク 医療機関との連絡調整に関すること。
- ケ 一般財団法人太田市健診センターとの連絡調整に関すること。
- コ 総合健康センターに関すること。

○ 国民健康保険課

(1) 組織

国民健康保険課の職員は24名（内、嘱託員5名）であり、保険係及び給付係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 国民健康保険事業に関すること。
- イ 国民健康保険運営協議会に関すること。
- ウ 国民健康保険税の賦課に関すること。

○ 医療年金課

(1) 組織

医療年金課の職員は22名（内、嘱託員1名、臨時職員2名）であり、医療助成係、国民年金係及び後期高齢者医療係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 福祉医療費に関すること。
- イ 国民年金に関すること。
- ウ 後期高齢者医療に関すること。

○ 長寿あんしん課

(1) 組織

長寿あんしん課の職員は14名（内、臨時職員2名）であり、地域支援係及びいきがい推進係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 地域支援事業に関すること。
- イ 地域密着型サービス事業者の指定等に関すること。
- ウ 高齢者の生きがい推進及び相談に関すること。
- エ 高齢者福祉関係団体に関すること。
- オ 入浴施設以外の老人福祉施設に関すること。
- カ 公益社団法人太田市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- キ 養護老人ホームに関すること。
- ク 指定居宅介護支援事業者等の指定等に関すること。
- ケ 社会福祉法人の認可等に関すること。

○ 介護サービス課

(1) 組織

介護サービス課の職員は27名（内、再任用職員1名、嘱託員1名、臨時職員11名）であり、介護サービス係及び介護認定係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 介護保険事業に関すること。
- イ 介護保険適用外介護サービスに関すること。
- ウ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。

4 監査の結果

(1) 執行状況

福祉こども部及び健康医療部における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。